

平成 30 年 1 月 15 日  
参考資料

## 住民監査請求の監査結果について

(看護師等修学資金、理学療法士等修学資金及び介護福祉士等修学資金に関する件)

伊勢原市在住の県民から、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第 4 項の規定に基づき監査を行い、部長や局長クラスの職員に対して損害賠償を求めることについては不適法な請求のため却下し、それ以外の部分については棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

### 1 請求書を受理した日

平成 29 年 11 月 15 日

### 2 請求人

県民 1 名

### 3 請求結果の決定日

平成 30 年 1 月 12 日

### 4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙 1、請求人に通知した文書(請求人の氏名・住所は省略)は別紙 2 のとおり

### 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 大嶽 電話 045-285-5053

副課長 長谷川 電話 045-285-5054

## 住民監査請求の結果の概要

(看護師等修学資金、理学療法士等修学資金及び介護福祉士等修学資金に関する件)

### 住民監査請求の概要

看護師等修学資金、理学療法士等修学資金及び介護福祉士等修学資金（以下「看護師等修学資金等」）の貸付けを行った者に対して返還請求権を行使しなかったことにより、「返還請求の事務処理のために雇用した非常勤職員の人件費」及び「時効等の理由で返還されなくなった看護師等修学資金等」は県の損害であるとして、住民監査請求がなされたものである。

### 1 監査の結果

平成 29 年 11 月 15 日に受理した住民監査請求について、平成 30 年 1 月 12 日、監査委員の合議により、部長や局長クラスの職員に対して損害賠償を求めることについては不適法な請求のため却下し、その他の部分については請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

### 2 請求の要旨

過去に看護師等修学資金等を取り扱っていた部署の課長等の職員及び課長等の職員に対して指揮監督権を有していた部長や局長クラスの職員に対し、損害賠償請求することを知事に勧告するよう求めている。

### 3 判断の理由

- (1) 返還請求権を行使しなかったことが地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否かについて（別紙 2 p. 14）
  - ア 看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金（制度所管：保健人材課）について返還事由が生じた案件について、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたことは、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当すると認められる。
  - イ 介護福祉士等修学資金（制度所管：地域福祉課）について返還事由が生じた案件について、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたものはないことから、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するとまでは認められない。
- (2) 返還請求権を行使しなかったことによる県への損害について（別紙 2 p. 15）
  - ア 看護師等修学資金について非常勤職員等の職員の新たな雇用に伴い人件費を支出することは、返還請求権の不行使との間に行為と損害との間に社会通念上相当といえる関係（いわゆる「相当因果関係」）があるとまではいえないことから、当該人件費の支出は、損害賠償請求の対象となる損害に該当するとまでは認められない。また、消滅時効の期間が経過した同修学資金は、1,187 件、727,208,000 円と認められたものの、現時点では、返還請求権を行使していないため、同修学資金の貸付けを受けた者から時効の

援用を主張された事実は認められないことから、消滅時効が成立したとまではいえ  
ず、県に確定した損害が生じているとまでは認められない。

#### イ 理学療法士等修学資金について

非常勤職員等の職員を新たに雇用した事実は認められないことから、県に損害  
が生じているとは認められない。また、消滅時効の期間が経過した同修学資金は、  
1件、625,000円と認められたものの、現時点では、返還請求権を行使していない  
ため、同修学資金の貸付けを受けた者から時効の援用を主張された事実は認めら  
れないことから、消滅時効が成立したとまではいえず、県に確定した損害が生じて  
いるとは認められない。

#### ウ 介護福祉士等修学資金について

非常勤職員等の職員を新たに雇用し人件費を支出した事実は認められない。ま  
た、消滅時効の期間が経過した同修学資金はない。したがって、県に損害が生じて  
いるとは認められない。

以上のことから、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金については、「違法又  
は不当に財産の管理を怠る事実」に該当すると認められるものの、これにより県に損害  
が生じているとまでは認められない。また、介護福祉士等修学資金については、「違法  
又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するとまでは認められない。したがって、本  
件監査請求については理由がない（棄却）。

また、部長や局長クラスの職員が指揮監督権を行使しなかったことは、地方自治法第  
242条第1項に規定されている財務会計上の行為のいずれにも該当しないことから、部  
長や局長クラスの職員に対して損害賠償を求めることについては住民監査請求の対象  
に当たらない（却下）。

## 4 意見

看護師等修学資金については、平成28年定期監査（平成27年度対象）において、返  
還事由が生じた後に県が返還決定又は返還免除決定を行っていない案件（以下「保留案  
件」）の取扱い、債務者の状況把握並びに事務処理の手法及び体制等について改善を要  
する旨既に指摘したところであるが、約1年を経過した現段階においても、これらにつ  
いての対応が十分でなかったものであり、大変遺憾な事態であると認識している。

今後、消滅時効の期間が既に経過した保留案件のうち返還決定を行ったものにつ  
いて、県が返還請求権を行使した場合、貸付けを受けた者から時効の援用が行われれば、  
県に確定した損害が生じることとなる。

以上のようなことを踏まえて、保健人材課において、消滅時効の期間が既に経過した  
ものを含め、早急に保留案件の処理を進め、債権管理の是正を行うとともに、今後は二  
度とこのような事態を生じさせないように、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資  
金に係る債権管理について、再度その重要性を認識し、適法・適切な管理を行う必要が  
ある。また、来年度から組織体制の変更が予定されていることも踏まえ、組織として事  
務処理が着実に遂行できるよう、体制を適切に整備することが重要である。

監 第 118 号  
平成 30 年 1 月 12 日

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 森 正 明  
同 大 村 博 信

### 住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成 29 年 11 月 15 日に受理した同月 14 日付け住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

#### 第 1 請求に対する判断

請求のうち、部長や局長クラスの職員に対して損害賠償を求めることについては不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却する。

#### 第 2 請求の内容

##### 1 請求人から平成 29 年 11 月 14 日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の趣旨」及び「請求の原因」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行い、各修学資金の名称については、神奈川県 (以下「県」という。) の条例上の用語に修正を行った。)

##### (1) 請求の趣旨

神奈川県看護師等修学資金、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金、神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金を取り扱う部署の職員に対し、増員する非常勤職員の人件費(X)、貸した修学資金が、時効等の理由で、返還されない額(Y)、の合計額(Z)を、連帯して県に支払わせるよう、知事に勧告することを、監査委員に求める。

##### (2) 請求の原因

ア 過去 17 年間、保健人材課は、貸与した神奈川県看護師等修学資金の返還請求を、怠り続けた。

イ 理学療法士と介護福祉士の修学資金についても、同様な状況があった。

ウ その結果、県は、非常勤職員を増員して、事務処理を加速する、という。

エ しかし、上記の修学資金を取り扱う部署の職員が、過去において、適切に事務処理をしていれば、今回、非常勤職員を増員する必要はなかった。すなわち、増員さ

れる非常勤職員の人件費は、本来、不要な県の支出である。

オ また、神奈川県看護師等修学資金についていえば、10年以上前に借りた人に、今になって返還請求をしても、返還を拒否する人もいるかも知れない。連絡がつかない人も、いる可能性もある。そうすると、本来、返してもらわなければならない可能性があり、その額は、県に生じる損害である。

カ 保健人材課等の職員らには、修学資金を受け取った者に、速やかに返還請求をする職務を怠った、重大な過失がある。したがって、上記3修学資金を担当する課の職員は、県に生じる損害を、賠償しなければならない。そして、部長や局長クラスの職員は、課長らを指揮監督する責任を怠ったから、同様に、損害賠償責任を負う。

キ なお、X、Y、Zがいくらになるのか、私には、全く不明であるから、監査委員に、確定を願う。

ク (追記)

損害賠償の対象となる職員は、平成24年度～28年度の間、上記修学資金を取り扱った部署の人々となる、と私は考えている。

## 2 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証明する書面

別紙1 平成29年10月5日付け毎日新聞(朝刊)23面

(※見出し「県が修学資金作業怠る」)

別紙2 平成29年10月12日付け毎日新聞(朝刊)27面

(※見出し「他2制度でも作業滞る」)

## 第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成29年11月15日付けをもって受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述希望の有無

#### (1) 証拠の提出

請求人から平成29年12月8日付けで次の証拠が提出された。

別紙3 看護師等修学資金貸付金処理状況(平成28年9月21日/保健人材課)

別紙3について、請求人はその趣旨を次のように記載している(内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行い、修学資金の名称については、県の条例上の用語に修正を行った。)

平成 29 年 11 月 14 日付神奈川県職員措置請求につき、追加提出する別紙 3 について、考察を記します。

ア 貸付金と時効について

(7) 神奈川県看護師等修学資金の貸付額は、平成 8 年卒業者の場合、681 人、4 億 5,549 万 6,000 円であり、そのうち、253 人、1 億 6,797 万 6,000 円については、時効が成立している。そして、平成 8、9、10 年卒業者を合わせると、時効成立は、653 人、4 億 717 万 2,000 円である。

(8) 上記 653 人に事情を説明して返還を願うとしても、1、2 人には連絡がつかないという事態は、経験則上、十分有り得る。これらの人々への貸付金は、当然、県の損害となる。

イ 人件費について

返還要請等の事務処理加速化の為に、県が新たに雇う非常勤職員の数、期間、報酬額は不明である。これらの点は、県が、明らかにできるであろう。

ウ 以上によれば、県に相当な額の損害が発生することは、社会通念上、明らかである。

(2) 陳述の希望の有無

請求人から、陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

2 監査対象事項の特定

請求人は、平成 24 年度から平成 28 年度までの間に神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和 39 年神奈川県条例第 40 号。以下「看護師等条例」という。）に規定する神奈川県看護師等修学資金（以下「看護師等修学資金」という。）、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和 45 年神奈川県条例第 3 号）に規定する神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金（以下「理学療法士等修学資金」という。）並びに神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例（平成 6 年神奈川県条例第 1 号）に規定する神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金（以下「介護福祉士等修学資金」という。）を取り扱っていた部署の職員（課長を含む。）は「修学資金を受け取った者に、速やかに返還請求をする職務を怠った」、そして、「部長や局長クラスの職員は、課長らを指揮監督する責任を怠った」と主張している。

法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定されており、住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限定されている。

しかしながら、請求人のいう「部長や局長クラスの職員」が指揮監督権を行使しなかったことは、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為のいずれにも該当しない。

したがって、請求人のいう「部長や局長クラスの職員は、課長らを指揮監督する責任を怠った」ことについては住民監査請求の対象とならない。

以上のことから、平成 24 年度から平成 28 年度までの間に看護師等修学資金、理学療法士等修学資金及び介護福祉士等修学資金（以下「看護師等修学資金等」という。）の債権管理者（注 1）であった課長及びその課長を補助する職員が、当該資金について返還請求権の行使をしなかったことが法第 242 条第 1 項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否か、また、当該怠る事実に伴い、看護師等修学資金等の事務処理のために雇用した職員に対して支出された人件費及び時効等の理由により、貸付けを受けた者から返還されなくなった看護師等修学資金等が県に生じている損害に該当するか否か、さらに、債権管理者であった課長及びその課長を補助する職員に損害賠償責任が有るか否か、を監査対象事項とした。

（注 1）神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号。以下「財務規則」という。）第 64 条の 2 では、「債権の発生原因となる契約又は処分に係る事務を所管する課長（途中略）は、債権の現況を把握し、並びにその保全及び取立てに関し必要な措置をとるものとする。」と、また、財務規則第 65 条では、「前条の規定により債権の現況を把握し、並びにその保全及び取立てに関し必要な措置をとる者（以下「債権管理者」という。）（以下略）」とそれぞれ規定されており、県において、債権に関してその権限と責任を有する者は債権管理者である課長である。

### 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金に係る制度を所管する保健福祉局保健医療部保健人材課（以下「保健人材課」という。）及び介護福祉士等修学資金に係る制度を所管する保健福祉局福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）を選定し、平成 29 年 12 月 13 日（水）午後 1 時 30 分から、第一監査室において、職員調査を実施した。

なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

保健人材課及び地域福祉課の主張の要旨は、次のとおりであった。

#### (1) 看護師等修学資金等について（平成 29 年 12 月 13 日現在）

##### ア 看護師等修学資金等の制度概要について

項目	看護師等修学資金	理学療法士等修学資金	介護福祉士等修学資金
債権者	県		県 注（1）
制度所管	保健人材課 注（2）		地域福祉課 注（2）
債権管理者	保健人材課長 注（2）		地域福祉課長 注（3）
目的	将来県内において保健	将来県内において理学	将来県内等において介

	師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）の業務に従事する有能な人材を育成し、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。	療法士又は作業療法士（以下「理学療法士等」という。）の業務に従事する有能な人材を育成し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的としている。	護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の業務に従事する有能な人材を育成し、もって社会福祉の向上及び増進を図ることを目的としている。
貸付けの申請	看護師等修学資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書等を知事に提出しなければならない。	理学療法士等修学資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書等を知事に提出しなければならない。	介護福祉士等修学資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書等を知事に提出しなければならない。
貸付けの対象者	知事は、文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所（以下「看護職員養成施設」という。）の在学者のうち、選考によって看護師等修学資金の貸付けを受ける者を決定する。	知事は、文部科学大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成施設（以下「理学療法士等養成施設」という。）の在学者のうち、選考によって理学療法士等修学資金の貸付けを受ける者を決定する。	知事は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設（以下「介護福祉士等養成施設」という。）の在学者のうち、選考によって介護福祉士等修学資金の貸付けを受ける者を決定する。
連帯保証人	看護師等修学資金の貸付けを受けようとする者は連帯保証人を2名立てなければならない。	理学療法士等修学資金の貸付けを受けようとする者は連帯保証人を2名立てなければならない。	介護福祉士等修学資金の貸付けを受けようとする者は連帯保証人を立てなければならない。
区分	一般修学資金及び特例貸付修学資金の2種類がある。	—	一般修学資金及び特別修学資金の2種類がある。
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般修学資金 12,000 円/月、 15,000 円/月、 17,000 円/月、 20,000 円/月</li> <li>・ 特例貸付修学資金 40,000 円/月及び初 回加算金 100,000 円</li> </ul>	25,000 円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般修学資金 25,000 円/月</li> <li>・ 特別修学資金 36,000 円/月</li> </ul>
貸付利息	無		
貸付期間	知事が定める月から看	理学療法士等修学資金	知事が定める月から介

	護職員養成施設を卒業する日の属する月までである。	の貸付けを受ける者として認められた日の属する月から理学療法士等養成施設を卒業する日の属する月までである。	護福祉士等養成施設を卒業する日の属する月までである。
返還義務	看護師等修学資金の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた看護師等修学資金の全額を返還しなければならない。	理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた理学療法士等修学資金の全額を返還しなければならない。	介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた介護福祉士等修学資金の全額を返還しなければならない。
当然免除及び裁量免除	当然免除		
	看護師等修学資金の貸付けを受けた者が、知事が定める県内の病院等の施設において、引き続き5年間看護職員の業務に従事した等の条件に該当する場合は、返還期日が到来していない債務は免除する。	理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者が、県内において、貸付期間に相当する期間引き続き理学療法士等の業務に従事した等の条件に該当する場合は、返還期日が到来していない債務は免除する。	介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者が、介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年以内に、県内において、介護福祉士等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間介護福祉士等の業務に従事した等の条件に該当する場合は、返還債務を免除する。
	裁量免除		
	知事は、看護師等修学資金の貸付けを受けた者が、知事が定める県内の病院等の施設において、貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事した等の条件に該当する場合は、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。	知事は、理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者が、県内において、理学療法士等の業務に従事した等の条件に該当する場合は、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。	知事は、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者が、県内において、介護福祉士等の業務に従事した場合で、その期間が介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間を超えた等の条件に該当する場合は、返還期日が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。
免除の申請	看護師等修学資金の貸付けを受けた者が、債務の全部又は一部の免除を	理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者が、債務の全部又は一部の免	介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者が、債務の免除を受けようと

	受けようとする場合は、返還免除申請書等を知事に提出しなければならない。	除を受けようとする場合は、返還免除申請書等を知事に提出しなければならない。	する場合は、返還免除申請書等を知事に提出しなければならない。
返還の猶予	知事は、看護師等修学資金の貸付けを受けた者が、知事が定める病院等の施設において、看護職員の業務に従事している等の条件に該当する場合は、当該事情が継続している間、看護師等修学資金の返還を猶予することができる。	知事は、理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者が、理学療法士等養成施設を卒業した後、県内において、理学療法又は作業療法の業務に従事している等の条件に該当する場合は、当該事情が継続している間、理学療法士等修学資金の返還を猶予することができる。	当然猶予
			介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者が、介護福祉士等修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き介護福祉士等養成施設に在学している等の条件に該当する場合は、当該事情が継続している間、介護福祉士等修学資金の返還を猶予する。
			裁量猶予 知事は、介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者が、県内において、介護福祉士等の業務に従事している等の条件に該当する場合は、当該事情が継続している間、介護福祉士等修学資金の返還を猶予することができる。
猶予の申請	看護師等修学資金の貸付けを受けた者が、看護師等修学資金の返還の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書等を知事に提出しなければならない。	理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者が、理学療法士等修学資金の返還の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書等を知事に提出しなければならない。	介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者が、介護福祉士等修学資金の返還の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書等を知事に提出しなければならない。
近年の新規貸付件数	平成 29 年度		
	計：223 件 ・ 一般修学資金 198 件 ・ 特例貸付修学資金 25 件	計：3 件	－ 注（4）
	平成 28 年度		

	計：232 件 ・ 一般修学資金 207 件 ・ 特例貸付修学資金 25 件	計：3 件	－ 注（4）
	平成 27 年度		
	計：242 件 ・ 一般修学資金 217 件 ・ 特例貸付修学資金 25 件	計：4 件	－ 注（4）
	平成 26 年度		
	計：241 件 ・ 一般修学資金 216 件 ・ 特例貸付修学資金 25 件	計：2 件	－ 注（4）
	平成 25 年度		
	計：249 件 ・ 一般修学資金 224 件 ・ 特例貸付修学資金 25 件	計：4 件	－ 注（4）
	平成 24 年度		
	計：190 件 ・ 一般修学資金 187 件 ・ 特別修学資金 3 件 注（5）	計：5 件	－ 注（4）

注（1） 平成 21 年 2 月 10 日付け厚生労働省発社援第 0210001 号による厚生労働事務次官の通知により、同日から、都道府県又は都道府県が適当と認める社会福祉法人等のいずれかが介護福祉士等修学資金の貸付けに係る実施主体（債権者）になることとされた。

この通知を受け、県内においては、平成 21 年 4 月 1 日以降、介護福祉士等修学資金の新規の貸付けは社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が全て行っているため、同日以降の介護福祉士等修学資金の新規の貸付けに係る債権者は県ではなく社会福祉協議会であり、県が債権者となっているものは平成 21 年 3 月 31 日以前に貸付けたものである。

注（2） 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間は、保健福祉人材課が制度を所管しており、その長は保健福祉人材課長であった。

注（3） 注（1）に記載のとおり、平成 21 年 4 月 1 日以降は県が債権者ではないため、同日以降の新規の貸付けについては、制度を所管する地域福祉課長は債権管理者の地位にはない。

注（4） 注（1）に記載のとおり、平成 21 年 4 月 1 日以降は県を債権者とする新規の貸付けはない。

注（5） 平成 24 年度の看護師等条例の改正により、「特別修学資金」が廃止され、新たに「特例貸付修学資金」が創設された。

イ 看護師等修学資金等の貸付金の徴収に係る適用法規とその根拠について

項目	看護師等修学資金	理学療法士等修学資金	介護福祉士等修学資金
----	----------	------------	------------

債権の性質	看護師等修学資金等は、法令に基づく処分や賦課ではなく、貸付けを受けようとする者の申請（申込）と、貸付けを行う県の決定（承諾）という両当事者の合意に基づいて生じることから、看護師等修学資金等の貸付けを受けた者に対する返還請求権は私法上の債権である。
納入の通知	法第 231 条
督促	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 171 条</li> <li>神奈川県債権管理条例（平成 26 年神奈川県条例第 66 号。以下「債権管理条例」という。）第 5 条第 1 項</li> <li>財務規則第 66 条</li> </ul>
強制執行等	法施行令第 171 条の 2
履行期限の繰上げ	法施行令第 171 条の 3
徴収停止	法施行令第 171 条の 5
履行延期の特約等	法施行令第 171 条の 6 第 1 項
免除	法施行令第 171 条の 7 第 1 項
時効の援用	民法（明治 29 年法律第 89 号）第 145 条
時効の中断	民法第 147 条
債権等の消滅時効	民法第 167 条第 1 項
債権の放棄	債権管理条例第 6 条

ウ 看護師等修学資金等の貸付けに係る返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた後に県が返還決定又は返還免除決定を行っていない案件（以下「保留案件」という。）の有無等について

項目	看護師等修学資金	理学療法士等修学資金	介護福祉士等修学資金
保留案件の有無 注(1)	有		
保留案件の件数及び金額	件数：1,345 件 金額：838,592,000 円	件数：4 件 金額：3,400,000 円	件数：14 件 金額：9,360,000 円

注(1) 件数及び金額には貸付けを受けた者が免除の申請を行うことにより、当然免除又は裁量免除になるものも含まれている（例えば、看護師等修学資金については、例年 8 割程度の件数が当然免除又は裁量免除になっている。）。

エ 保留案件のうち返還請求権に係る消滅時効の期間が経過しているものの有無等について

項目	看護師等修学資金	理学療法士等修学資金	介護福祉士等修学資金
消滅時効の	有		無

期間が経過しているものの有無 注(1)			
消滅時効の期間が経過しているものの件数及び金額	件数：1,187件 金額：727,208,000円	件数：1件 金額：625,000円	— —
消滅時効の期間が経過しているものについて時効の援用の有無	無		

注(1) 消滅時効の起算点は、看護師等修学資金等の貸付けに係る返還猶予期間の満了等、返還事由が発生した日の翌日であり、消滅時効の期間はその日から10年間である。

(2) 看護師等修学資金等の返還請求の事務処理のために雇用した職員の有無等について  
(平成29年12月13日現在)

項目	看護師等修学資金	理学療法士等修学資金	介護福祉士等修学資金
雇用の有無	有	無	無
雇用が有の場合はその理由・背景	<p>(理由) 看護師等修学資金の保留案件が1,665件(平成28年9月21日時点)あり、平成28年から継続して事務処理を進めてきたが、居所不明調査等に係る作業量が膨大であり、雇用前の体制では、思うように事務処理が進まなかった。長期化するほど事務処理の困難度が增大することから、可能な限り、短期間に集中して事務処理を完了させるため、非常勤職員3名の雇用を行った。</p> <p>(背景) 平成29年第3回定例会厚生常任委員会において、平成28年定期監査結果で「看護師等修学資金貸付金に係る債権管理に当たり、所定の時期に貸付けを受けた者から免除申請がなされていないものについて、その事由を把握しておら</p>	—	—

	ず、返還請求も行っていなかった」として要改善事項として報告されたことに関して、委員から厳しい指摘があり、その内容を傍聴した毎日新聞記者により記事として取り上げられ、その後所属会見を実施し、事実を県として重く受け止め、しっかりと対応していくことを表明したことを受け、体制整備の上、取り組んでいくこととした。		
雇用が有の場合は雇用人数、雇用年月日、雇用期間及び勤務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用人数 3名</li> <li>・ 雇用年月日 平成29年11月1日</li> <li>・ 雇用期間 平成29年11月1日～平成30年3月31日</li> <li>・ 勤務状況 29時間勤務/週</li> </ul>	—	—
雇用が有の場合は被雇用者の雇用の態様	非常勤職員 注(1)	—	—
雇用が有の場合は人件費の内訳及び支出の状況(支出が予定されている場合は支出予定金額)	<p>(非常勤職員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出済み(報酬) 注(2) 11月分 平成29年12月7日 161,604円</li> <li>・ 支出済み(加給) 平成29年12月8日 83,484円</li> <li>・ 支出予定(報酬) 注(2) 161,604円×4(12月分～3月分) =646,416円</li> </ul> <p>(非常勤職員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出済み(報酬) 注(2) 11月分 平成29年12月7日 186,374円</li> <li>・ 支出済み(加給) 平成29年12月8日 83,484円</li> <li>・ 支出予定(報酬) 注(2) 160,584円×2(12月分及び1月分) + 169,634円×2(2月分及び3月分) =660,436円</li> </ul> <p>(非常勤職員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出済み(報酬) 注(2) 11月分 平成29年12月7日 202,291円</li> </ul>	—	—

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出済み（加給） 平成 29 年 12 月 8 日 83,484 円</li> <li>・ 支出予定（報酬）注（2） 160,261 円×2（12 月分及び 1 月分） + 175,001 円×2（2 月分及び 3 月分） =670,524 円</li> </ul>		
平成 29 年 12 月 14 日 以降につい て新たな職 員の雇用予 定の有無	無		

注（1） 非常勤職員は、「非常勤職員の雇用等に関する取扱要綱（昭和 53 年 4 月 1 日制定）」に基づく雇用態様である。

注（2） 支出済み（報酬）及び支出予定（報酬）には通勤手当相当額を含む。

### (3) 本件請求に対する見解について

項目	看護師等修学資金	理学療法士等修学資金	介護福祉士等修学資金
返還請求権 を行使しな かったこと について	<p>県では、「返還免除」あるいは「返還」の手続が履行されるよう、貸付けを受けた者に対して、卒業時に必要な手続について周知するとともに、免除要件を満たす時期に必要な書類を送り、手続を促しているが、貸付けを受けた者の中には、手続が必要であることを失念してしまっている者や業務が多忙で手続をしない者、あるいは引っ越しでしまい書類が届かない者がいる。</p> <p>このような手続未了の者に対し、その後の催促等を十分に行ってこなかったため、保留案件が累積してしまったことは、事務の運用としては適正を欠いていた。</p>		貸付けを受けた者に対して、返還又は返還免除のための手続は行っている。
雇用される 職員の人件 費について	今回の雇用措置は、当時様々な要因により事務処理できなかった保留案件について、今般、可能な限り短期間で事務処理を完了させるために行ったものであるから不当な支出で	理学療法士等修学資金の事務処理のため、職員を新たに雇用した事実はない。	通常の事務処理の一環として債権管理事務を行っており、新たな職員の雇用も行っておらず、違法又は不当な支出はない。

	あるという主張は当たらない。	
職員の損害賠償責任について	看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者に対して、返還請求が可能となつてから10年を経過した保留案件は存在するが、その大半が免除に該当するものであり、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者からの時効の援用により債権放棄に至った事案はなく、具体的な損害は発生していないため、損害賠償責任があるとする主張には根拠がない。	通常の事務処理であつて、職員に損害賠償責任はない。
時効等の理由で修学資金の貸付けを受けた者から返還されなくなったことについて	私債権の消滅時効にかかる10年を経過した保留案件についても、県としては、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者に対して丁寧に説明し、手続を促し、その結果、返還に該当する案件については、納期限を定めて請求していくものであり、時効等の理由で看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者から返還されなくなったという主張は誤りである。	時効等を理由に返還されない介護福祉士等修学資金はない。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による保健人材課及び地域福祉課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### (1) 看護師等修学資金等の制度概要及び貸付金の徴収に係る適用法規とその根拠について

前記「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (1) 看護師等修学資金等について (平成29年12月13日現在) ア及びイ」のとおり。

#### (2) 保留案件の有無等について

前記「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (1) 看護師等修学資金等について (平成29年12月13日現在) ウ」のとおり。

なお、保留案件には、貸付けを受けた者が免除の申請を行うことにより、当然免除又は裁量免除になるものも含まれている(例えば、看護師等修学資金については、例年8割程度の件数が当然免除又は裁量免除になっている。)

#### (3) 保留案件のうち返還請求権に係る消滅時効の期間が経過しているものの有無等につ

いて

前記「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (1) 看護師等修学資金等について (平成29年12月13日現在) エ」のとおり。

**(4) 看護師等修学資金等の貸付けを受けた者に対する返還請求権の消滅時効の起算点、消滅時効の期間及び時効の援用の要否について**

ア 返還請求権の消滅時効の起算点について

民法第166条第1項では、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」と規定されていることから、返還請求権の消滅時効の起算点は、看護師等修学資金等の貸付けに係る返還猶予期間の満了等、返還事由が発生した日の翌日になる。

イ 返還請求権の消滅時効の期間について

民法第167条第1項では、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する。」と規定されていることから、返還請求権の消滅時効の期間は10年間になる。

ウ 返還請求権の消滅時効に係る時効の援用の要否について

民法第145条では、「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」と規定されていることから、返還請求権の消滅時効の成立には時効の援用が必要である。

**(5) 看護師等修学資金等の返還請求の事務処理のために雇用した職員の有無等について**

前記「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (2) 看護師等修学資金等の返還請求の事務処理のために雇用した職員の有無等について (平成29年12月13日現在)」のとおり。

**2 判断の理由**

本件監査請求において、請求人は、平成24年度から平成28年度までの間に看護師等修学資金等の債権管理者であった課長及びその課長を補助する職員が、看護師等修学資金等について返還請求権の行使をしなかったことが法第242条第1項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当し、当該怠る事実に伴い、看護師等修学資金等の事務処理のために雇用した職員に対して支出された人件費及び時効等の理由により貸付けを受けた者から返還されなくなった看護師等修学資金等が県に生じている損害に該当するとして、上記の者に対して当該損害を補填させるよう知事に勧告することを求めていると認められる。

そこで、上記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

**(1) 看護師等修学資金等の貸付けを受けた者に対して返還請求権を行使しなかったことが法第242条第1項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否かについて**

法第240条第2項において、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置

をとらなければならない。」とされており、また、財務規則第64条の2においても、「債権の発生原因となる契約又は処分に係る事務を所管する課長（途中略）は、債権の現況を把握し、並びにその保全及び取立てに関し必要な措置をとるものとする。」とされている。

さらに、最高裁判所第二小法廷平成16年4月23日判決では、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」とされていることから、普通地方公共団体における債権管理者は、債権の管理について常に現況を把握し、必要な措置をとることが法的に要請されている。

したがって、債権管理者及び債権管理者を補助する職員は、看護師等修学資金等が適切に返還されるよう、返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた案件について、速やかに返還決定又は返還免除決定を行った上で、返還決定されたものについては貸付けを受けた者に対して返還請求権を行使する必要がある。

しかしながら、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金については、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (3)」のとおり、返還決定又は返還免除決定が速やかに行われないうまま、返還請求権に係る消滅時効の期間が経過しているものが認められる。

このように、両修学資金の債権管理者である保健人材課長（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は保健福祉人材課長。以下同じ。）及び保健人材課長を補助する職員が、返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた案件について、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたことは、法第242条第1項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当すると認められる。

一方、介護福祉士等修学資金については、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (3)」のとおり、上記の両修学資金と同様に、返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた案件について、速やかに返還決定又は返還免除決定を行っていないものは認められるものの、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたものはないことから、法第242条第1項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するとまでは認められない。

## (2) 看護師等修学資金等の貸付けを受けた者に対して返還請求権を行使しなかったことによる県への損害について

### ア 看護師等修学資金について

#### (7) 事務処理のために雇用した職員に対して支出した人件費について

民法第416条第1項では、「債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。」と規定されており、最高裁判所第一小法廷昭和48年6月7日判決では、「不法行為による損害賠償についても、民法416条が類推適用され（以下略）」とされていることか

ら、「債務の不履行に対する損害賠償」及び「不法行為に対する損害賠償」のいずれの場合でも、行為と損害との間に社会通念上相当といえる関係（いわゆる「相当因果関係」）がなければならぬものとされている。

これらのことから、本件において、保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員が返還請求権を行使しなかったことと、3名の非常勤職員を新たに雇用したことに伴う人件費の支出との間に相当因果関係があり、当該人件費の支出が損害賠償請求の対象となる損害に該当するか否かについて検討する。

一般に、ある所属において、事務量に比して現行の職員の体制では処理できないと判断する場合、その所属においては「所属内で職員配置を変更する」「他の所属から職員を異動させる」「所属において非常勤職員等を雇用する」「職員の人数は変更せず、所属で所管している事務を他の所属に移管する」「一切の事務を外部へ委託する」等の様々な手法を検討の上で必要な措置をとることが想定される。

本件の場合、保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員が返還請求権を行使しなかったことにより、その後の事務が滞った結果、その滞った事務処理のために、どのような措置をとるかは一様ではない。

したがって、考えられる様々な手法の一つとして、非常勤職員を新たに雇用し、それにより人件費を支出することは、保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員の返還請求権の不行使との間に相当因果関係があるとまではいえないことから、当該人件費の支出は、損害賠償請求の対象となる損害に該当するとまでは認められない。

- (4) 時効等の理由により看護師等修学資金の貸付けを受けた者から返還されないことについて

消滅時効の期間が経過した看護師等修学資金は1,187件、727,208,000円と認められたものの、現時点では、保留案件となっているものについて返還請求権を行使していないため、その貸付けを受けた者から時効の援用を主張された事実は認められないことから、これらの看護師等修学資金に係る債権は消滅することなく、県の債権として依然として存在する。

今後、看護師等修学資金の貸付けを受けた者に対して、県が返還請求権を行使した場合、貸付けを受けた者が時効の援用を行わないという特段の事情は認められないものの、看護師等修学資金の消滅時効が成立したとまではいえないため、現時点では県に確定した損害が生じているとまでは認められない。

イ 理学療法士等修学資金について

- (7) 事務処理のために雇用した職員に対して支出した人件費について

理学療法士等修学資金の事務処理のため、非常勤職員等の職員を新たに雇用した事実は認められないことから、県に支出の事実はなく、県に損害が生じているとは認められない。

- (4) 時効等の理由により理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者から返還されないことについて

消滅時効の期間が経過した理学療法士等修学資金は1件、625,000円と認めら

れたものの、現時点では、保留案件となっているものについて返還請求権を行使していないため、その貸付けを受けた者から時効の援用を主張された事実は認められないことから、これらの理学療法士等修学資金に係る債権は消滅することなく、県の債権として依然として存在する。

今後、理学療法士等修学資金の貸付けを受けた者に対して、県が返還請求権を行使した場合、これらの者が時効の援用を行わないという特段の事情は認められないものの、理学療法士等修学資金の消滅時効が成立したとまではいえないため、現時点では県に確定した損害が生じているとまでは認められない。

#### ウ 介護福祉士等修学資金について

##### (7) 事務処理のために雇用した職員に対して支出した人件費について

介護福祉士等修学資金の事務処理のため、非常勤職員等の職員を新たに雇用した事実は認められないことから、県に支出の事実はなく、県に損害が生じているとは認められない。

##### (8) 時効等の理由により介護福祉士等修学資金の貸付けを受けた者から返還されないことについて

消滅時効の期間が経過した介護福祉士等修学資金はないことから、県に損害が生じているとは認められない。

### 3 結論

以上のことから、保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員が、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金に係る返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた案件について、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたことについては、違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当すると認められるものの、これにより県に損害が生じているとまでは認められず、また、地域福祉課長及び地域福祉課長を補助する職員が、介護福祉士等修学資金に係る返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた案件について、速やかに返還決定又は返還免除決定を行っていないものは認められるものの、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたものはないため、違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当するとまでは認められないことから、本件監査請求については理由がない。

なお、「第4 監査の実施 2 監査対象事項の特定」のとおり、部長や局長クラスの職員に対して損害賠償を求めることについては、住民監査請求の対象に当たらない。

### 4 補論

本件監査請求において、請求人は、看護師等修学資金等に係る返還請求権を行使しないことが「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当し、当該怠る事実に伴い損害が生じたと主張している。

これに対して、「第5 監査の結果 2 判断の理由 (2)」のとおり、消滅時効の期間が経過した看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金については、現時点では、保留案件となっているものについて返還請求権を行使していないため、貸付けを受けた者

から消滅時効の援用を主張された事実は認められないことから、県に確定した損害が生じているとまでは認められないと判断したところである。

しかしながら、例年、保留案件のうち、一定の割合が返還決定となることから、今後、返還決定を行った両修学資金の貸付けを受けた者に対して、県が返還請求権を行使した場合、これらの者が消滅時効の援用を行わないという特段の事情は認められないことから、消滅時効の援用により県には相当の損害が生じることが見込まれる。このことを踏まえて、消滅時効の援用があった場合における損害賠償責任について検討する。

本件は、普通地方公共団体の現金や物品等の亡失若しくは損傷又は支出負担行為や支出命令を違法に行ったことに係る損害賠償責任の場合には該当しないため、法第 243 条の 2 は適用されない。よって、保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員の県に対する損害賠償責任については、民法が適用され、民法第 709 条（不法行為）が根拠となる。

そこで、保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員について、民法第 709 条の成立要件としての故意又は過失の有無について検討する。

保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員は、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金に係る事務処理について、新規の貸付けに係る審査及び決定等の事務処理を優先し、既に貸付けた看護師等修学資金又は理学療法士等修学資金については、貸付けを受けた者が看護職員養成施設又は理学療法士等養成施設を卒業する際には免除事由及び返還事由について周知を図るとともに、返還猶予期間が満了する者に対して返還免除手続に係る書面を発出し、期日を定めて免除申請書等の提出を求めていた。

そして、免除申請書等が提出された者については、免除条件適合性を判断し、返還免除者と返還者（裁量免除による一部返還を含む。）を決定していた。

また、期日までに免除申請書等が提出されない場合には、順次、免除申請書等の提出を求める通知を再度発出するとともに、貸付けを受けた者やそれらの者の連帯保証人への電話連絡等により提出を促し、書面が不達の場合にも、同様に電話連絡を行うほか、住民基本台帳ネットワークによる住所検索や市区町村への住民票の請求を行うことにより、所在調査を行っていた。

その結果、保留案件のうち消滅時効の期間を既に経過したものが、看護師等修学資金については、1,187 件、727,208,000 円、理学療法士等修学資金については、1 件、625,000 円生じたものの、

- ・ 貸付けを受けた者からの書類の提出に基づいて返還決定又は返還免除決定の手続に移行する制度となっていること
- ・ 看護師等修学資金又は理学療法士等修学資金に係る様々な情報の一元管理が可能なデータベースが構築されていなかったこと
- ・ 人事異動等により担当者が交代する場合、債権管理について見識のある職員が必ずしも配置されるわけではないにもかかわらず、遅滞なく事務処理を行うための具体的な事務処理の内容を整理したマニュアル等が策定されていなかったこと
- ・ 保健人材課長は、事務分担表により複数の職員を担当者に割り当てていたが、実態としては主任である職員 1 名によって業務が行われており、組織として業務に取り組

む体制が十分ではなかったこと等の状況下にあったことも考慮すると、保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員は、その状況下において、できる限りの注意業務を果たしていたというべきであることから、故意又は過失があったとまでは認められない。

以上のことから、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金に関して保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員については、民法第 709 条に規定する不法行為の要件に該当しないため、損害賠償責任があるとまでは認められない。

## 5 意見

本件監査請求において、返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金について、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたことについては、法第 242 条第 1 項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があったと認められるものの、これにより、県に損害が生じているとまでは認められず、また、返還猶予期間の満了等により返還事由が生じた介護福祉士等修学資金について、返還請求権に係る消滅時効の期間を経過するに至るまで返還決定又は返還免除決定の処理を滞らせたものはないことから、法第 242 条第 1 項に規定されている「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があったとは認められないと判断したところである。

しかしながら、「第 5 監査の結果 1 認定した事実 (3)」のとおり、保留案件のうち消滅時効の期間が既に経過したものが、看護師等修学資金については、1,187 件、727,208,000 円、理学療法士等修学資金については、1 件、625,000 円、存在することが明らかになった。

看護師等修学資金については、平成 28 年定期監査（平成 27 年度対象）において、保留案件の取扱い、債務者の状況把握並びに事務処理の手法及び体制等について改善を要する旨既に指摘したところであるが、約 1 年を経過した現段階においても、これらについての対応が十分でなかったものであり、大変遺憾な事態であると認識している。

そして、今後、これらの消滅時効の期間が既に経過した保留案件のうち返還決定を行ったものについて、県が返還請求権を行使した場合、貸付けを受けた者から時効の援用が行われれば、県に確定した損害が生じることとなる。

こうした事態は、債権管理として極めて問題であるといわざるを得ず、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金の原資が県民等の税金であることの重要性に対する認識が保健人材課長及び保健人材課長を補助する職員において著しく欠如していたことを示すものである。

以上のようなことを踏まえて、保健人材課において、消滅時効の期間が既に経過したものを含め、早急に保留案件の処理を進め、債権管理の是正を行うとともに、今後は二度とこのような事態を生じさせないよう、看護師等修学資金及び理学療法士等修学資金に係る債権管理について、再度その重要性を認識し、適法・適切な管理を行う必要がある。また、来年度から組織体制の変更が予定されていることも踏まえ、組織として事務処理が着実に遂行できるよう、体制を適切に整備することが重要である。